令和6年1月1日改定

# 駐車監視員活動ガイドライン
## 【葛西　警察署】

### 趣　旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

### 活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

### 留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。
（1）　活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
（2）　110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
（3）　臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
（4）　その他、特に委託警察署長が指示する場合

### 参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

## 重点路線

◎　最重点路線

| No | 路線名 | 通称道路名 | 区　← | → 間 | 重点時間帯 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 主要地方道318号 | 環状七号線 | 西瑞江5－1先葛西工業高校前交差点 | 臨海町5－1先湾岸道路 | 7－22 | |
| 2 | 主要地方道308号 | 船堀街道 | 船堀4－3先新大橋通り船堀橋東詰交差点 | 臨海町1－1先 | 7－22 | |
| 3 | 主要地方道50号 | 新大橋通り | 船堀1－1先船堀橋 | 一之江町3000先葛西工業高校入口交差点 | 7－22 | |
| 4 | 主要地方道10号 | 葛西橋通り | 西葛西1－1先 | 東葛西3－10先浦安橋 | 7－22 | |
| 5 | 都道 | 清砂大橋通り | 西葛西2－1先清砂大橋 | 東葛西4－38雷香取神社先 | 7－22 | |

令和6年1月1日改定

◎ 重点路線

| No | 路線名 | 通称道路名 | 区 ← | → 間 | 重点時間帯 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 区道 | 補助289号 | 東葛西5－57先葛西橋通り | 南葛西5－18先湾岸道路舞浜大橋西詰 | 7－22 | |
| 2 | 区道 | 一之江通り～葛西中央通り | 一之江町3000先新大橋通り葛西工業高校入口交差点 | 臨海町4－1先湾岸道路 | 7－20 | |
| 3 | 区道 | 左近通り | 臨海町1－4先船堀街道 | 東葛西8－29先 | 7－20 | |
| 4 | 区道 | 三角葛西通り | 中葛西2－1先葛西橋通り共栄橋交差点 | 船堀3－2先 | 7－20 | |
| 5 | 区道 | 宇喜田通り | 船堀7－2先 | 北葛西3－1先葛西橋通り行船公園交差点 | 7－20 | |
| 6 | 区道 | 棒茅場通り～新田仲町通り | 北葛西2－5先 | 中葛西5－39先 | 7－20 | |
| 7 | 区道 | 虹の広場通り | 西葛西8－18先 | 西葛西7－3先 | 7－20 | |
| 8 | 区道 | ― | 清新町1丁目公団清新ハイツ周辺道路 | | 7－20 | |
| 9 | 区道 | ― | 臨海町2－4ロッテ葛西ゴルフ周辺道路 | | 7－20 | |
| 10 | 区道 | ― | 南葛西5－7先堀江団地交差点 | 南葛西5－1先 | 7－22 | |
| 11 | 区道 | さくら通り | 南葛西4－1先環状七号線堀江団地交差点 | 南葛西7－2先 | 7－20 | |
| 12 | 区道 | 東西線葛西駅北口前パーキングメーター設置路線 | 東西線葛西駅北口 | 中葛西3－1先 | 7－20 | |
| 13 | 区道 | ― | 西葛西7－2先 | 西葛西8－16先 | 7－20 | |
| 14 | 区道 | ― | 中葛西1－11先 | 中葛西1－38先 | 7－20 | |
| 15 | 区道 | 堀江並木通り | 中葛西6－21先 | 中葛西8－1先 | 7－20 | |
| 16 | 区道 | 銀杏並木通り | 船堀1－1先 | 船堀7－18先 | 7－20 | |
| | | | 船堀4－12先 | 船堀6－10先 | | |
| | | | 船堀3－4先 | 船堀7－3先 | | |

## 重点地域

◎ 最重点地域

| No | 地　　域 | 重点時間帯 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 最重点路線（環状七号線、船堀街道、新大橋通り、葛西橋通り、清砂大橋通り）周辺 | 7－22 | |
| 2 | 以下の番地を含む東西線葛西駅周辺<br>（中葛西3丁目1～3番、10～21番、29～37番）（中葛西5丁目13・14番、17～21番、25～27番、30～42番）（東葛西5丁目1～3番、9～17番、22～26番）（東葛西6丁目1～19番） | 7－22 | |
| 3 | 以下の番地を含む東西線西葛西駅周辺<br>（西葛西3丁目10～22番）（西葛西5丁目1～12番）（西葛西6丁目4～27番） | 7－22 | |
| 4 | 以下の番地を含む都営新宿線船堀駅周辺<br>（船堀1丁目3～8番）（船堀3丁目5～9番）（船堀4丁目1～11番） | 7－22 | |

令和6年1月1日改定

◎ 重点地域

| No | 地　　域 | 重点時間帯 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 重点路線（補助289号、一之江通り～葛西中央通り、左近通り、さくら通り、三角葛西通り、宇喜田通り）周辺 | 7－20 | |
| 2 | 船堀地域（船堀1丁目1・2・5番）（船堀2丁目22・23番）（船堀3丁目2～4番、10、11番、13～16番）（船堀4丁目13～17番）（船堀5丁目1～3、10～15番） | 7－20 | |
| 3 | 西葛西地域（西葛西2丁目全域）（西葛西3丁目1～9番）（西葛西4丁目1～6番）（西葛西6丁目1～3番、28・29番） | 7－20 | |
| 4 | 中葛西地域（中葛西3丁目4～9番、22～28番）（中葛西4丁目1～20番）（中葛西5丁目全域） | 7－20 | |
| 5 | 東葛西地域（東葛西5丁目4～8番、18～21番、27～44番）（東葛西6丁目20～28番） | 7－20 | |
| 6 | 葛西臨海公園駅周辺 | 7－20 | |
| 7 | 北葛西3丁目1・2番　行船公園周辺 | ― | 催し物開催時において重点的に運用 |
| 8 | 清新町2丁目1番　陸上競技場周辺 | ― | 競技開催時において重点的に運用 |

◎ 自動二輪、原付重点地域

| No | 地　　域 | 重点時間帯 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 東西線西葛西駅、葛西駅周辺 | 7－20 | |
| 2 | 都営新宿線船堀駅周辺 | 7－20 | |

# 葛西警察署　駐車監視員活動ガイドライン

※　重点（最重点）地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z22LC第337号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。